

任意継続健康保険料額一覧表

令和7年度(令和7年4月分から令和8年3月分)

任意継続健康保険の保険料は、退職時の標準報酬月額(上限32万円)に保険料率を乗じて決定されます。

等級	標準報酬月額	報酬月額	健康保険料	
			介護保険第2号に該当しない 【40歳未満／65歳以上】	介護保険第2号に該当する 【40歳以上65歳未満】
			10.17%	11.76%
1	58,000	円以上 ～ 円未満 63,000	5,898円	6,820円
2	68,000	63,000 ～ 73,000	6,915円	7,996円
3	78,000	73,000 ～ 83,000	7,932円	9,172円
4	88,000	83,000 ～ 93,000	8,949円	10,348円
5	98,000	93,000 ～ 101,000	9,966円	11,524円
6	104,000	101,000 ～ 107,000	10,576円	12,230円
7	110,000	107,000 ～ 114,000	11,187円	12,936円
8	118,000	114,000 ～ 122,000	12,000円	13,876円
9	126,000	122,000 ～ 130,000	12,814円	14,817円
10	134,000	130,000 ～ 138,000	13,627円	15,758円
11	142,000	138,000 ～ 146,000	14,441円	16,699円
12	150,000	146,000 ～ 155,000	15,255円	17,640円
13	160,000	155,000 ～ 165,000	16,272円	18,816円
14	170,000	165,000 ～ 175,000	17,289円	19,992円
15	180,000	175,000 ～ 185,000	18,306円	21,168円
16	190,000	185,000 ～ 195,000	19,323円	22,344円
17	200,000	195,000 ～ 210,000	20,340円	23,520円
18	220,000	210,000 ～ 230,000	22,374円	25,872円
19	240,000	230,000 ～ 250,000	24,408円	28,224円
20	260,000	250,000 ～ 270,000	26,442円	30,576円
21	280,000	270,000 ～ 290,000	28,476円	32,928円
22	300,000	290,000 ～ 310,000	30,510円	35,280円
23	320,000	310,000 ～	32,544円	37,632円

【表の見方】ご自分の「標準報酬月額」と年齢に応じた保険料率の交わったところの金額を見ます。

※退職時の標準報酬月額は、勤務先でご確認ください。

保険料の納付方法

つぎのいずれか1つをお選びいただけます。

- 口座振替による毎月納付(毎月1日振替)
 - 納付書による毎月納付(毎月10日まで)
- ※前納制度(一括納付による割引)もあります。



任意継続保険料のよくある質問

Q.1 国民健康保険と任意継続(協会けんぽ)の保険料はどちらが安いのですか？

A.1 保険料の算出方法が異なりますので、双方の保険料等を比較して、ご検討ください。

- 国民健康保険の保険料は、お住まいの市区町村役場の国民健康保険の担当課にお問い合わせください。
- 任意継続保険は、裏面の「保険料額一覧表(岡山支部)」をご参照ください。
※保険料は都道府県支部ごとに異なります。お住まいの都道府県支部にご確認ください。

Q.2 最初の保険料は、いつ納付しますか？

A.2 第1回目の保険料の納付は、資格情報のお知らせがお手元に届いてからです。

資格情報のお知らせと保険料納付書が同封で郵送されます。

お受取後は、納付期限までに、納付書の裏面に記載のある納付場所でお手続きください。

Q.3 長期間自宅を不在にするので、納付書では保険料を期限までに納付することができません。期限後に納付してもいいのですか？

A.3 保険料は、必ず納付期限までに納付してください。

保険料を納付期限までに納付できなかった場合は、資格を喪失します。

口座振替で保険料を納付することもできますが、口座振替をするためには、事前に「口座振替依頼書」でのお手続きが必要です。(口座振替が開始できるまでに2～3か月の期間を要します。それまでは、納付書にて保険料を納めてください。)

納付方法を変更したい場合は、お早めに当支部へご相談またはお手続きください。

Q.4 来月から再就職の予定です。今月分と来月分の保険料が合算された保険料納付書が届きました。保険料を払い過ぎたら返してもらえますか？

A.4 再就職された場合は、再就職後に「任意継続被保険者資格喪失申出書」を提出してください。

当支部で資格喪失処理が完了しますと、払い過ぎの保険料は後日還付します。

(お手元に届く還付請求書に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。)

なお、資格喪失の処理が完了するまでは、納付書が送付されます。

お問い合わせ先



全国健康保険協会 岡山支部
協会けんぽ

〒700-8506

岡山市北区本町6-36第一セントラルビル1号館8階

TEL.086-803-5780

(自動音声案内①)